

新潟市難病指定医指定要綱

第1 趣旨

この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うための指定医の指定について、法令および新潟市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「市規則」という。）の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定医の職務

指定医は、指定難病（法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。）の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成の職務並びに法第3条第1項の規定に基づき国が講ずる難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供の職務を行うこと。

第3 指定医の要件

指定医は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）第15条第1項第1号に規定する難病指定医（以下「難病指定医」という。）及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「協力難病指定医」という。）とし、市長が、医師の申請に基づき、当該区分の要件に応じ、指定する。

1 難病指定医の要件

難病指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）に従事した経験を有する医師のうち、次のいずれかに該当する者であって、かつ、臨床調査個人票を作成するために必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

- ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

ただし、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について」（令和6年6月17日付け健生難発0617第2号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）による改正前の別表1の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱って差し支えない。

- ② 臨床調査個人票（新規用及び更新用）の作成のために必要なものとして市長が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を修得するためのもの）を修了していること。

2 協力難病指定医の要件

協力難病指定医は、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師のうち、臨床調査個人票（更新用）の作成のために必要なものとして市長が行う研修（指定難病の診断又は治療に関する一般的知識を修得するためのもの）を修了している者であって、かつ、更新のための臨床調査個人票を作成するために必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

第4 指定医の指定の申請

1 指定の申請の手続

（1）指定医の指定の申請を行おうとする医師は、主たる勤務先（当該医師が主として指定難病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）が新潟市内の医療機関である場合、指定医指定申請書（市規則別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出すること。

この場合において、指定医指定申請書の記載事項である主たる勤務先以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする医師の可能な範囲で記載すること。

なお、主たる勤務先が新潟市外の医療機関である場合には、当該勤務地を管轄する都道府県知事等に申請すること。

① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する経歴書（別紙様式）（専門医の資格を有する難病指定医の場合には、③の専門医資格を証明する書面で足りる。）

② 医師免許証の写し

③ 専門医の資格を証明する書面又は第3の1の②若しくは第3の2に規定する研修の課程を修了したことを証する書面（写しでも可）

④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

（2）市長は、指定医指定申請書に記載された個人情報については、指定医の指定や規則第21条に規定する公表、第3の1の②若しくは第3の2に規定する研修の通知など、指定医制度の運用のためにのみ利用することができる。

2 指定医の実務経験

（1）規則第15条第1項に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「実務経験」という。）は、医療機関等において行った患者の診断又は治療（難病に対する診断や治療に限らない。）をいうものであること。

（2）実務経験の期間については、以下のとおりとする。

① 主として患者の診断又は治療に当たっていた期間を対象とするもの

とし、診断又は治療に全く当たっていない期間を除くこととする。

② 第3の1のとおり、臨床研修の期間を含むこととする。

③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療に当たった期間など、患者の診断又は治療に関係する業務等に従事した期間については、これを含むものとする。

3 指定医の研修

指定医の研修については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、市が行うこととする。また、市は、必要に応じて、難病に係る専門的な知識の提供等を行うことができる医師会等に当該研修を委託することができる。

(1) 難病指定医の養成のための研修

第3の1の②に規定する研修については、難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、次の①から⑦までに掲げる事項について行う。

- ① 難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ② 難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ③ 医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ④ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ⑤ 難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ⑥ 必要な検査の実施や診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な他の難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑦ 代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。

(2) 協力難病指定医の養成のための研修

第3の2に規定する研修については、協力難病指定医の果たす役割について知識を習得できるような内容として、前(1)の①から⑥までに掲げる事項について行う。

第5 指定医の指定

1 指定

(1) 市長は、指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書（市規則別記様式第8号）を当該指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について市ホームページにて公表する。

- ① 医師名
- ② 主たる勤務先の医療機関名及び所在地
- ③ 主たる勤務先の医療機関において担当する診療科
- ④ 指定年月日及び指定の有効期間

(2) 指定通知書には、次のとおり、市番号58、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する難病指定医：S、研修を受けた難病指定医：T、協力難病指定医：C）、市が定める任意の番号7桁とを組み合わせた指定医番号を記載する。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁

1桁

7桁

市番号

指定医区分

市が定める任意の番号

（右詰で記入し、空欄部分に0を記入）

(3) 指定医は、指定難病の患者の臨床調査個人票を作成する際に、当該指定医番号を当該臨床調査個人票に記載し、当該臨床調査個人票が指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

(4) 指定の有効期間（法施行前に指定された日から法施行日までの期間を含む。）は、5年を超えない期間とする。

(5) 市は、指定をした指定医の名簿等を備えて管理する。

2 指定の申請の不認定

(1) 市長は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第15条に規定する要件を満たしていない場合には、当該医師を指定しないこととする。

(2) 市長は、指定医の指定の申請を行おうとする医師が、第3の1又は2の要件を満たしている場合であっても、不適切な臨床調査個人票を作成したことがあるなど、臨床調査個人票を作成するために必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、指定医の指定をしないことができる。

(3) 市長は、規則第20条第2項または第3項の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、規則第15条第2項に基づき、指定医

の指定をしないことができる。

- (4) 市長は、指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請者に交付する。

3 指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 指定医は、当該指定医が行った申請について、規則第16条第1項第1号又は第3号に規定する事項に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、指定変更届出書（市規則別記様式第11号）に指定通知書を添えて、市長に届け出ること。

市長は、指定変更届出書の提出を受けた場合は、当該届け出をした指定医に対し、変更後の指定通知書を交付する。

- (2) 市長は、変更の届出があり、当該指定医に関して第5の1の(1)に基づき既に公表した事項に変更が生じた場合には、その旨を公表する。

- (3) 指定医は、主たる勤務先の医療機関が新潟市外に変更したとき又は変更しようとするときは、改めて、変更後の主たる勤務先の医療機関を管轄する都道府県知事等に対して、新規の申請を行うとともに、市長に対して、当該医療機関の変更があった旨を届け出ること。この場合において、市長は、規則第20条第4項に基づき、当該指定医の指定を取り消す。

- (4) 指定医は、第3の1の②又は第3の2に基づき指定通知書の交付を受けた後、専門医資格の取得を得た場合は、市長に対して、当該専門医資格の取得があった旨を届け出ること。

第6 指定医の指定の更新

- (1) 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医の指定の更新は、以下のとおりとする。

- ① 5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- ② 専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、難病指定医又は協力難病指定医の区分に応じ市長が行う研修を受けなければならないこと。ただし、当該5年を超えない日までに実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他のやむを得ない理由が存すると市長が認めたときは、この限りでない。

- ③ 指定の更新のために行う研修については、実務としての指定難病の患者の診断経験等も踏まえたものとし、第4の3(1)難病指定医の養成のための研修の内容に加え、下記ア及びイの視点を盛り込んだ内

容とする。

ア 難病の医療費助成などの制度について、指定の更新のために行う研修までの間に見直しや改正がなされた点について、理解できる内容とする。

イ 難病及び小児慢性特定疾病にかかる小児期から成人期への移行期医療に関する内容も含め、市における難病の医療提供体制について理解し、その中で各医療機関が持つ役割を理解することができる内容とする。

(2) 専門医の資格を有する難病指定医の指定の更新については以下のとおりとする。

① 5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 当該難病指定医は、指定の更新を行う際に、専門医の資格を有していることが必要である。

③ 当該難病指定医が、専門医の資格の更新をしなかった等の理由により当該専門医の資格を失った場合には、その旨を市長に届け出ること。

④ 市長は、更新を行う必要がある年より以前に、難病指定医の資格の更新を行うことも可能とする。

(3) 指定医は、指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、指定医指定更新申請書（市規則別記様式第9号）により、更新の申請を行うこと。

(4) 市長は、申請者より指定医指定更新申請書の提出があった場合には、第5の1及び2に準じて、指定更新通知書（市規則別記様式第10号）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付する。

第7 指定の取消し等

(1) 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、市長は、その指定を取り消さなければならない。

(2) 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、市長は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

(3) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定通知書を市長に返納すること。

(4) 市長は、(1)、(2)又は第5の3の(3)により、指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表する。

(5) 市長は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、臨床調査個人票の作成に係る指定医の診断、診断又は治療による公費の請求等が適切に行われて

いるかについて確認を行い、必要に応じて指定医の研修を当該指定医に改めて行わせるなど十分な指導等を行う。

第8 指定後における事務取扱い

- (1) 指定医は自らの責任のもと指定通知書を管理することとし、指定通知書の有効期間についても十分注意すること。
- (2) 指定医は、指定医の辞退をするときは、市長に、指定医辞退届（市規則別記様式第12号）により届け出ること。また、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が市長に届け出るものとする。
- (3) (2)により、辞退又は死亡の届出があったときは、市長は、その旨市ホームページにて公表する。
- (4) 指定医は、指定通知書を紛失し又はき損したときは、市長に、指定通知書再交付申請書（市規則別記様式第13号）によりその旨（き損のときは指定通知書を添付）を届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝内科（内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年科専門医
日本神経学会	神経内科専門医

認定機関	専門医の資格
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医
	母体・胎児専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	総合診療専門医

別記様式

經 歷 書

※5年以上の実務経験があることが分かれれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

年 月 日現在

[illegible]